

※注意
添削を希望される方は、必ず会員登録

「急速を要する」は、あとで要件として検討するため、ここでは出さない方が良いでしょう。「所持していないため~」要件を劣後させるようにも読みてしまいます。

第1 設問1

原則の指摘OK

1. 原則として、被疑犯者を逮捕する際には、逮捕状を示す必要があるところ、事件ではPは逮捕状そのものの複数枚は受けているものの、だけ逮捕状に記載されているか、それとも被疑犯者には手持ち逮捕状にて示されてもPはそれを示しておらず、いるだけで許可。

2. しかし、PがPの外向性に、急速を要する際に、被疑犯者には、被疑犯者には、Pは手持ちでなく、Pはそれを示すことが認められる。(同法201年2月24日)

ため、二の事件について検討する。

(1) Pは手持ち逮捕状を示すことをあらわす、「受け取っている」ところで二つ手で持つことが「手(手)場合」にあたる。

(2) Aは(2)まで手で持つことが「持つおり」、目を(2)見ておらず、二つの運転を逃すと、再度見られることは(2)難しく思えられ

逃亡体制が整っていると思われるこ
と、自宅に帰っていないこと、の重
要な2点を指摘・評価できています！

3. 以上より、PがAの車両の直撃(=Aはそれを公訴事実の写真及
び証拠として示す旨を告げたうえ(同法201年2月24日、73
年3月)、逮捕後は2度もPはAに逮捕状を示し
た場合にPは(同法201年2月24日、73年3月但書)、通常と
いえる。通常逮捕同様の203条1項は余裕があれば
書いておきましょう。

逮捕段階なので公訴事実ではなく被疑事実になります

第2 設問2(1)

1. 強盗罪が成立するには、「暴行又は脅迫」を利用して財物を強
取る必要があり、「暴行又は脅迫」は、手(手)中の凶器を手(手)す
る。2013年8月のものが零細工場(同法2013年2月24日)

実務基礎では刑法と異なり、論証を長々と書く必要がないことは確かです。
しかし、本問は「脅迫」該当性を論じることが求められているので「社会通
念上一般」、「客観的基準」といった検討の方向を示すべきといえます。

AとVの体格は事例冒頭に記載があります。検察官としては当然この事実を把握しているはずなので使っても大丈夫です。ただ、証拠での記載がないので、証拠のみで認定できる事実ベースで書いていくという姿勢は現場判断としては適切といえます。

証拠④で示されているホウキが、犯行で用いられたものであることは一応、推認を経て認定できることです。余裕があれば、この点をもう少し丁寧に書くと点数に繋がります。

2.(1) 手(手)に比べ、Vは(手)から(手)に(手)から(手)を(手)と(手)迫め、(手)言葉を(手)され、(手)頭を(手)す。しかし、Vは(手)持つ、(手)ものは(手)手(手)あり(手)、見れば(手)すぐに(手)物(手)を(手)見(手)るもの(手)、(手)う(手)が(手)手(手)か(手)。(手)手(手)が(手)ある(手)。(手)手(手)が(手)ある(手)。(手)手(手)が(手)ある(手)。

(2) また、Vは(手)は(手)60cm(手)は(手)自(手)ま(手)と(手)う(手)を(手)V(手)持つ、(手)は(手)43(手)。(手)は(手)20代(手)(80cm、83kg)と(手)背(手)が(手)高(手)、(手)胸(手)が(手)ある(手)。(手)腰(手)に(手)V(手)の(手)。(手)は(手)150cm(手)で(手)タ(手)ー(手)入(手)242cm(手)、(手)腰(手)に(手)暴(手)れ(手)イン(手)カ(手)ジ(手)も(手)。(手)は(手)西(手)海岸(手)に(手)暴(手)れ(手)。(手)は(手)立(手)しが(手)。

海岸方向に開かれており逃げやすいという事情はかなり難し
いところですが、午前8時前と明ること、それなりに人通
りもあると思われること、は拾いたいところでした。

3. 以上より、検察官は、Aへ強盗罪を立証する上で困難とす

る。(1) 本問はまだ公判前整理手続段階です。

第3 設問2(2)

許可の書面にあたる。2. 検察官は、書面を裁判所に差し入れて請

け出す(裁判所許可が入法312条(2)、同法附則2019年1月)。二

の日まで(手)部(手)添付し、裁判所(手)Aに(手)勝手(手)連(手)後

(2) 検察官は(手)裁判所(手)に(手)いて、上記書面を(手)取(手)3(同法

月)2019年2月(手)~4月)。

第4 設問3

同一性から犯人性推認までも書く必要があります。
被害品がA宅から発見されたことから直ちにAが犯人
であることが認定できるわけではないので、推認過程とその強度を論じることが必要です。

1. Aの財布は立派な上級者用の豪華な財布で、Vの財布
は二度して見下すレベルのVの財布で、Aの財布はVの財
布より高価であることは(証拠②)、A宅にVの財布が見
出された際のVの財布と記載されたものかが見
えていたことである。

2. 二つ目は、要証事実を推認過程を経ずに直
接証明する事実であることは、上記裏書きに該当しない
一方、上記事実から推認過程を経ることによると、VがAの
あるという事実を推認しても可能性があるから間接事
実型の証拠構造といえる。

3. Vの財布は、日々の30ユーロ位を支払っており、現在日
の4月20日(2) Vが購入していることから既にVから理解される
刻印とシリアルナンバーについてはここでもう一度評価しても良いところ
(証拠⑥)。また、A宅にAとVのいふことをから見てても
どうぞ、VがVに購入した財布とAが販売した財布
が同一である可能性がある。同一性については「認められる」等、強く言い切つ
てしまつて問題ありません。少なくとも強く推認さ
れると認めよう。

また、Aの右腕と腕部(2) おいたタトゥーがみるとこ
(証拠⑧)。犯人にも同様のタトゥーがある(証拠②)。こ
の事実は Aと犯人との同一性を高めるものとします(これは別の事実なの
で本問では不要です)

第五章

1. AとXは、犯人として認定する方向性を合意しているにもかか
わらず、XはAからの同梱Tと犯人であることを認めます主張を
立てます。これは、弁護人の誠実義務(弁護士職業基準規約
第2条)によるもので、誠実義務も内容を明確化しておきま
しょう。

消極的真実義務と誠実義務の対立という構造で書けています。
非常によく出題される聞き方なので本問で書き方を身に付けましょう。

5年)に及んでいます。

2. 弁護人にいは、犯人の不利益に及ぼすようにする義務
がある一方で、真実尊重義務(同規約5年)もあるが、3種類
の義務にとどまるものである。

事件では、Aが真犯人(もしかしたら犯人を認めた)と
して真実尊重義務に従い、犯人を肯定することは誠実義務に従
うように思える。しかし、上記とおり、真実尊重義務は消極的
であることに注意し、無罪推定が優先から、誠実義務を優先
すべきである。消極的真実義務の内容と結論を結びつけましょう。また、無罪推定の指摘
自体は適切ですが、もう少し説明しないと誠実義務優先を導けません。

よし、Xの行為は真実尊重に反するものである。

秘密保持義務も頻出なので確認しておきましょう!

以上

採点基準

	配点	得点
第1 設問1	[10]	[10]
201条1項（1点）、201条2項（1点）、73条3項（1点）の指摘	3	3
逮捕状の緊急執行について各要件を適切に指摘している（各1点） ①被逮捕者につき既に逮捕状が発付されているが逮捕者が令状を所持しない い ②逮捕を急速に行う必要がある ③被疑事実の要旨、及び令状が発せられている旨の告知	3	3
上記①、②要件のあてはめ	2	2
逮捕後、できる限り速やかに逮捕状を告知すべきことの指摘	2	2
第2 設問2	[15]	[9]
1 小問(1)		
(1) 「暴行又は脅迫」の意義	3	2
(2) 具体的な証拠及び事実に基づいて、暴行・脅迫の程度が小さくなること が適切に論じられている（証拠、及び事実とその評価につき各2点の6点 満点）	6	4
(3) 結論	1	1
2 小問(2)		
(1) 証明予定事実記載書面が提出されていることの指摘	1	0
(2) 同書面を316条の21第1項に基づいて変更することの指摘	2	0
(3) 裁判所への提出、A又はXへの提出が必要なことの指摘	2	2

第3 設問3	[10]	[8]
(1) 間接事実型の証拠構造を用いることの指摘	1	1
(2) 選択した事実の明示	2	2
(3) 選択した事実が証拠上認定できるかの検討	3	3
(4) 選択した事実の推認力の検討が適切に論じられている	4	2
第4 設問4	[15]	[7]
1 (1) 誠実義務と真実義務が問題となることの指摘	2	2
(2) ア. 誠実義務の意義	2	1
イ. 真実義務の意義	2	1
ウ. 積極的真実義務と消極的真実義務の相違、及びどちらを選択するか	2	1
(3) (1)についてどちらを優先させるべきかの結論	2	2
2 守秘義務違反が問題となること、及び原則許されないことの指摘	2	0
「正当な理由」の有無が問題となることの指摘	2	0
結論	1	0
合計点	50	34

講評

設問2(1)、設問3という証拠から事実を認定・評価するという実務基礎科目でもっとも差がつく部分について丁寧に論じられている良い答案でした。証拠から事実を認定する作業については、当該証拠から直接認定できる事実は何かを意識することが大切です。例えば証拠④からは、W2が掃除に使っているホウキのサイズ・品質、そしてこれが犯行日には定位置になく、折って捨てられていたという事実が認定できます。したがって、このホウキが犯行に用いられたホウキであることを言わなければ意味のない証拠になってしまふ、という意識を持つことが必要になります。

公判前整理手続や法曹倫理は実務基礎でしか出題されない分野といえ対策が遅れがちな分野です。しかし、実務基礎での高得点は合格に直結しますので、ぜひ対策していただきたいところです。まずは本問の復習をしっかりと行い、周辺条文等についても確認していただければと思います。

引き続き頑張っていきましょう！！